

第 81 回慶應 EU 研究会（2015 年 12 月 5 日）報告書

EU の気候変動対策—COP21、その後に向けて
EU climate change policy- COP21 and beyond長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科
和達容子

本報告では、EU がどのような気候変動対策をとっているのか、新たな国際レジームの構築にどのような認識を持っているのかを明らかにするとともに、気候変動という重大な問題について私達がどう取り組んでいくべきかを改めて考える機会としたい。

EU が COP21 に臨むにあたって思い出されるのは、2009 年のコペンハーゲン会議（COP15）で経験した失敗の記憶である。当初掲げていた「法的拘束力ある文書を採択する」という基本的な目標はおろか、締約国会議としてコペンハーゲン合意を正式に採択することさえできないという異常事態に陥った。その原因は幾つか指摘されているが、EU の相対的影響力の低下が大きかったと思われる。台頭する新興国の経済力は、EU の交渉を一層難しくしていた。しかし、その後も EU は、自ら低炭素経済を実現し、世界の気候変動対策のイニシアティブをとるという考えを変えなかった。EU の気候変動対策には競争力、エネルギー供給の安定、持続可能性といった複数の目的が含まれ、新しい経済の形を目指す包括的な構想となっている。

現在の EU は、COP15 に合わせて採択した「気候変動・エネルギーパッケージ」を実行しているところである。いわゆるトリプル 20 で知られる目標（2020 年までに①温室効果ガス排出量を 1990 年比で少なくとも 20%削減する、②エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を 20%に増やす、③エネルギー効率を 20%改善する）が掲げられている。

今回の会議に当たっては、2014 年 10 月の欧州理事会で「2020-2030 年の気候・エネルギー政策枠組み」に合意した。EU としての数値目標は 2020 年目標から上乘せされ、それらを実現するために EU-ETS の改革（市場安定積立メカニズムが創出され、カーボンリーケージ対策も強化される）等が予定された。これらの対策を含む合意を携え、EU は世界に大胆な取り組みを求めて行く。IPCC 第 5 次報告書の科学的知見を踏まえ、産業革命以前から 2℃以内の気温上昇を抑えるためには、事前に提出された約束草案を着実に実行し取り組みを改善させていくためのメカニズムを構築する必要がある、すべての国が参加する、法的拘束力のある枠組みに合意しなければならないという認識である。

EU 気候変動対策は、各政策領域における目標や措置の整合性や加盟国間の合意を確保しなければならず、さらに国際社会との協働がなければ実効性がないなどの困難を伴っている。厳しい状況の中、EU 市民の危機感と幅広い政策支持が一つの拠り所となっている。

報告に対し、多くの方からご意見・ご質問を頂戴した。各国が対策の根拠に据える当該問題の「責任」の捉え方の違いについて等、今後の研究へ示唆に富むばかりであった。ここに記して謝意を表するものである。